

九州まちの修理屋さん実施要綱

1 趣旨

九州7県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）に所在する修理店を「九州まちの修理屋さん」として登録、消費者に対して当該修理店やものを長く使う取組を広く周知しその利用を促すことにより、製品の使用期間の長期化や廃棄物の発生抑制に寄与するとともに、身近な取組を通じたごみの減量化に向けての県民の意識高揚を図る。

2 各県の取り組み

- (1) 啓発物を作成し登録店舗に配付することにより、県民に対して広く周知・啓発を行う。
- (2) テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等の広報媒体を活用し消費者、事業者の利用を呼びかける。
- (3) 九州各県と連携し、九州全域での取組拡大に努める。

3 登録店の責務

- (1) 登録店は、交付された啓発物を人目につく場所に掲示するよう努めるものとする。
- (2) 登録店は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに6により変更するものとする。
- (3) 登録店が廃業する場合は、速やかに7により取消の申し出を行うものとする。

4 登録の基準

- (1) 九州7県に所在する店舗のうち、各県の実施要領において定められた種類の日用品の修理を取り扱っている店舗であること。
- (2) 代表者又は役員が暴力団員ではないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

5 登録の手続き

- (1) 登録しようとする販売店は「様式1号 九州まちの修理屋さん登録店申込書」に必要事項を記入し、別記申し込み先一覧のうちの店舗の所在する県あてに郵送、FAX、E-mailその他各県において個別に定める方法により申し込むものとする。
同一県内に所在地の異なる店舗を2以上有する修理店にあつては、店舗ごとに又は複数店舗をまとめて申請することができる。
- (2) 複数の県に店舗を有する修理店は、店舗所在県ごとに申し込みを行う。
- (3) 各県は、申請の内容が登録の基準を満たしていると認める時は「九州まちの修理屋さん登録店」として登録し、申請者に啓発物を交付する。ただし、登録の取消の事由に該当する場合は登録しない。

6 登録の変更

- (1) 登録内容を変更しようとするときは、5の規定を準用し「様式2号 九州まちの修理屋さん登録取消・変更申請書」にて申し込むものとする。
- (2) 登録申込者情報を変更しようとするときは、5の規定を準用し「様式3号 九州まちの修理屋さん 申込者情報削除・変更申請書」にて申し込むものとする。

7 登録の取消し

- (1) 各県は、九州まちの修理屋さん登録店が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
 - ア 登録店から登録の取り消しの申し出があったとき
 - イ 廃業等、登録店としての活動実態が無いことが確認されたとき
 - ウ 代表者又は役員が暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき
 - エ その他登録店として適当でないと認められるとき
- (2) 登録取り消しは5の規定を準用し「様式2号 九州まちの修理屋さん登録取消・変更申請書」にて申し込むものとする。
- (3) 登録申込者情報を削除しようとするときは、5の規定を準用し「様式3号 九州まちの修理屋さん 申込者情報削除・変更申請書」にて申し込むものとする。
- (4) 登録店は、登録の取り消しを受けた時は、交付された啓発物を返納しなければならない。

8 補 則

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に際し必要な事項は各県において別に定める。要領では、本要綱で定められた様式を一部改変する事を妨げない。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記 申込先一覧

県名	担当窓口	住所	FAX	E-mail
福岡県	循環型社会推進課	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7	092-643-3377	recycle@pref.fukuoka.lg.jp
佐賀県	循環型社会推進課	〒840-8570 佐賀市城内 1 丁目 1-59	0952-25-7109	junkangatasyakai@pref.saga.lg.jp
長崎県	廃棄物対策課	〒850-8570 長崎市江戸町 2-13	095-824-4781	s09030@pref.nagasaki.lg.jp
熊本県	循環社会推進課	〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1	096-383-7680	junkanshakai@pref.kumamoto.lg.jp
大分県	循環社会推進課	〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1-1	097-506-1748	a13140@pref.oita.lg.jp
宮崎県	循環社会推進課	〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10-1	0985-22-9314	junkansuishin@pref.miyazaki.lg.jp
鹿児島県	廃棄物・リサイクル対策課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-5545	recycle@pref.kagoshima.lg.jp

九州まちの修理屋さん 大分県実施要領

第1条 この要領は、九州まちの修理屋さん実施要綱（以下「要綱」という。）第8条に基づき、事業の実施にあたって必要な事項を定める。

第2条 要綱第4条第1項に定める登録の対象となる店舗は、修理等の取次ぎのみを行う店舗を除くものとする。

第3条 要綱第4条第2項に定める「暴力団」、「暴力団員」及び「暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。

(1) 暴力団

大分県暴力団排除条例（大分県条例第33号、以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 暴力団員が役員となっている事業者

イ 暴力団員であることを知りながらその者を雇用・使用している者

ウ 暴力団員であることを知りながらその者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

エ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

オ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

キ 暴力団、暴力団員及びアからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人